

65歳以上の年金受給者の皆さんへ

個人住民税（町県民税）の納税方法が変わります
～公的年金からの特別徴収～

公的年金にかかる個人住民税は、第1期分（6月）は納付書または口座振替で納付していただきますが、10月以降（第2、3期分）は公的年金から特別徴収（天引き）となります。

◆対象となる方

個人住民税の納税義務者であって、前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、従来どおり納税通知書により納付していただきます。

- ① 当該年度の初日（4月1日）の属する年の1月1日以降に町外へ転出された方
- ② 介護保険料が公的年金から特別徴収（天引き）されていない方
- ③ 特別徴収（天引き）される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- ④ 特別徴収（天引き）される個人住民税額が公的年金から引ききれない方

◆対象となる税額

前年中に受給した公的年金所得（厚生年金・共済年金・企業年金等）に係る所得額に応じた税額。

前年中に公的年金以外の給与所得や事業所得があった場合、その所得に係る税額は、公的年金からの特別徴収とは別に、従来どおり給与からの天引き、または納付書で納めていただくことになります。

【参考】全年中に公的年金以外の所得がある場合の例

前年度の個人住民税額（①+②+③）	納税方法
① 給与所得に係る税額	給与から天引きまたは納付書（口座振替）
② 公的年金に係る税額	公的年金から天引き
③ その他所得に係る税額	納付書（口座振替）または給与から天引き

◆対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等。

※障害年金や遺族年金からは特別徴収されません。

◆納付方法

公的年金から特別徴収が始まるのは、当該年度（対象となる方）の10月支給分の年金からとなります。

このため、当該年度の個人住民税額のうち半分については、（当該年6月分）納付書または口座振替により納めていただくことになります。

納付方法の変更ですので、新たに税負担が生じることはありません。

また、個人住民税では、公的年金所得にかかる住民税額の納付方法について、本人による選択が認められていないため、公的年金所得があり納税義務のある人は特別徴収が実施されます。

【例】個人住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

特別徴収を開始する年度の納め方

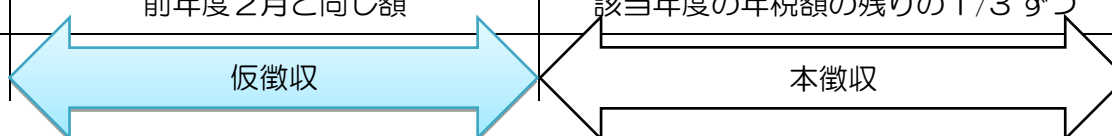
納付方法	納付書などで納める (普通徴収)	年金から天引き (特別徴収)		
		10月	12月	翌年2月
月	6月	10月	12月	翌年2月
税額	3万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/2	1/6	1/6	1/6

6月は年税額の1/2をこれまでどおり納付書または口座振替で納めていただきます。

10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを天引きします。

通常年度の納め方（特別徴収が継続される年度）

納付方法	年金から天引き (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			該当年度の年税額の残りの1/3ずつ		



4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を天引きします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を天引きします。

◆特別徴収が中止になる場合

- 死亡または転出した場合
- 修正申告等により税額が変更となった場合
- 年金差し止めや現況届の出し遅れなどで年金が停止した場合など

※特別徴収が中止となった場合は、普通徴収に切り替わります。

お問い合わせ先

上板町税務課住民税担当 電話 088-694-6807（直通）